

平成 16 年 3 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社日本航空システム
代表者名 代表取締役社長・CEO 兼子 勲
(コード番号 9205 東証・大証・名証第 1 部)
問合せ先 資金部長 西松 遙
(TEL. 03-5769-6476)

2011 年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 3 月 17 日に発行を決議した 2011 年満期ユーロ円建保証付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行条件等について決定致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	本社債の発行価額と同額とする。
1 株当たりの金額 (転換価額※)	440 円
(参考)	
決定日 (平成 16 年 3 月 17 日) における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所の株価 (終値)	344 円
ロ. アップ率 $\{ \{ \text{転換価額} \} / \{ \text{株価 (終値)} \} - 1 \} \times 100$	27.91%
(2) 資本組入額	220 円
(3) 本新株予約権の発行価額	無償とする。
(4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成 16 年 3 月 17 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 27.91% 上回る額とした。

※本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額を「転換価額」という。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 本社債に関する事項

(1) 発行価額	本社債額面金額の 100.0%
(2) 発行価格（募集価格）	本社債額面金額の 102.5%
(3) 発行総額	800 億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

[ご参考]

(1) 発行決議日	2004 年 3 月 17 日
(2) 申込期間	該当事項なし
(3) 発行日（払込期日）	2004 年 4 月 5 日（ロンドン時間）
(4) 本新株予約権の行使請求期間	2004 年 4 月 19 日から 2011 年 3 月 11 日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。但し、①当社が本社債を繰上償還する場合には、償還日の東京における 3 営業日前の日の営業終了時（行使請求地時間）以降、②本新株予約権付社債の所持人による繰上償還請求より本社債が償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に従って支払代理人に預託された時以降、③当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
(5) 償還期限	2011 年 3 月 25 日

以上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。